

行政だより

建材用断熱材フロン分解（焼却）処理をお願いします。

東京都では、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、建材用断熱材に含まれるフロン類の分解（焼却）処理への取組を、東京産業廃棄物協会等とともに推進しています。

各会員におかれましては、趣旨をご理解のうえ、本取組にご協力いただきますようお願いいたします。

事業目的

建物や冷蔵倉庫に使われている断熱材には、発泡剤としてフロン類が含有されています。フロン類は、建築物等の断熱材の発泡剤として省エネ・CO₂削減に寄与してきましたが、オゾン層を破壊する物質であるとともに、地球温暖化への影響がCO₂の1,000倍から10,000倍もある温室効果ガスでもあります。

フロン類は、800℃以上の高温で処理することにより、96%以上（850℃でほぼ100%）を破壊・分解することができることから、大気への放散を防ぐためには、廃棄時に建材用断熱材を焼却処分

し分解処理することが有効です。

しかし、建材用断熱材に含有しているフロン類については、回収や分解のための規制など、分解処理を進めるための法的な枠組みは残念ながら存在していません。

東京ルール宣言の策定

東京都では、「建材用断熱材フロン分解処理推進会議」を設置し、平成21年3月には、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止の観点から、建材用断熱材フロンの分解処理を推進するために「東京ルール」を宣言しました。

建材用断熱材フロンの分解処理に係る

東京ルール宣言

私たちが使用している建材用断熱材には、発泡剤としてフロン類が大量に利用されてきた。これらのフロン類は、建築物等の省エネに寄与してきたが、オゾン層を破壊する物質であり、また地球温暖化への影響がCO₂の1,000～10,000倍にもなる温室効果ガスである。しかし、現在、建材用断熱材が廃棄物となった時に、それに含まれるフロン類の放散を抑制するための仕組みが構築されて

行政だより

いない。

私たちは、地球から受ける恩恵を再認識し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、これらの建材用断熱材フロン分解処理を推進することを決意し、以下の取組を実行することを宣言する。

- 一 フロン類を含む建材用断熱材を廃棄物として処分する場合は、フロン類を分解するために、原則として焼却処分を行う。
- 二 焼却は、廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設で実施する。
- 三 フロン類を含む建材用断熱材の廃棄物を細かく破碎（粉碎）する場合は、その工程でフロン類を回収し、分解処理する。

平成21年3月25日

建材用断熱材フロン分解処理推進会議

東京大学大学院 教授 坂本 雄三（座長）

ウレタンフォーム工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、

関東建設廃棄物協同組合、(社)建築業協会、(社)東京建設業協会、

(社)東京建物解体協会、(社)東京産業廃棄物協会、(社)東京ビルディング協会、

東京冷蔵倉庫協会、東京都

《オブザーバー》

経済産業省、環境省、(財)建材試験センター

東京ルール宣言の拡大に向けた取組

○建材用断熱材フロン分解処理の基礎知識や処理の際の留意点について解説したパンフレット及び工事現場掲示用のステッカー（図1）を作成しました。ステッカーは下記ホームページからダウンロードできるとともに、ご希望者には東京都環境局でも配布します。



図1 ステッカー

東京都環境局廃棄物対策部資源循環推進課資源循環推進係

(電話) 03-5388-3577

(FAX) 03-5388-1381

HP http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/recycle/dannetsu/dannetsu_index.htm